

国民年金の手続き

国民年金の手続きは、20歳になったときから亡くなるまで、それぞれの手続きが必要となります。

課税生活年金事務所 ☎ 0994-22-3039
 住民年金事務所 ☎ 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

なり、「資格取得届書」及び「種別変更届書」の届出が必要です。

「資格を喪失したとき」

- ①から④に該当する方は「資格喪失届書」の届出が必要です。
- ① 60歳に到達した方(第2号被保険者の場合は除く)
- ② 海外に転出する方(第2号及び第3号被保険者は除く。)
- ③ 資格喪失日<60歳に達した日
- ④ 海外に転出する方(第2号及び第3号被保険者は除く。)

「20歳になったとき」

20歳になった方(20歳の誕生日の前日から)は、20歳の誕生日の前月末に日本年金機構から「資格取得届(申出)書」が送付されます。

「会社を退職したとき」

退職した本人及び退職した方に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)は、切り替えの手続きが必要です。切り替えの日(被用者年金の加入者でなくなった日)は「退職日の翌日」と

「付加保険料の特例納付制度」

国民年金の保険料に毎月400円上乗せして納める制度で、納めることができなかった付加保険料を過去10年間さかのぼって納めることができます。この制度が平成31年3月31日で終了します。

お知らせ

「動物愛護センターフェスティバル」を開催します

動物愛護センターのことを多くの方々に知っていただくために、動物愛護センター見学ツアーや、犬や猫とのふれあいを実施します。また、動物愛護団体による犬猫の譲渡会も実施されます。これを機に動物愛護センターに遊びに来てみませんか。

- 日時 3月10日(日) 午前10時30分～午後3時
- 場所 県動物愛護センター
- 参加費 無料

小児救急電話相談のご案内

県では、夜間における子どもさんの急な病気やけがなどについて、看護師などが応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「小児救急電話相談事業」を実施しています。

●受付時間

平日 午後7時～翌朝8時
 日・祝・年末年始

午前8時～翌朝8時
 ●電話番号
 「#8000」番または
 「099-254-1186」

女性の健康に関する相談窓口を開設しています

妊娠や出産、子育て、DV、更年期など、女性の心と体の健康に関する相談に応じています。相談は無料です。

- 問合せ 県庁子ども家庭課 ☎ 099-286-2763

家畜の所有者の定期報告

家畜伝染病予防法の規定により、家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養状況などについて県に報告することが義務づけられています。

●報告対象 全ての家畜や家

- 問合せ 県庁子ども家庭課 ☎ 099-286-2775

きん(鶏など)の飼養者
 ●報告期限
 牛、豚、馬など 4月15日(月)
 家きん(鶏など) 6月15日(土)

●報告先 家畜保健衛生所

- 問合せ 県庁畜産課 ☎ 099-286-3226

新造船さんふらわあで行く「京都伝統 舞妓さんの踊り鑑賞ツアー」

大隅総合開発期成会では、「さんふらわあ」志布志・大阪航路の利用促進を図るため、「さんふらわあ」を往復利用するツアーに対し旅行代金の一部を助成します。
 ※定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定させていただきます。

- ▶日程 3月14日(木)～16日(土) ▶定員 40名
- ▶申込期限 2月22日(金) ▶代金(自己負担) 19,990円

問合せ・申込先 (株)タビックスジャパン鹿屋支店 ☎ 0994-40-2100